

介護老人保健施設 メデケアタマイ

【個室用】

入所利用料金一覧表(1割負担ご利用者様)

令和 6年 8月 1日現在

単位:円

要介護度		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
介 保 險 分	施設介護サービス費	737	784	851	907	958	
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	19	19	19	19	
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	53	53	53	53	53	
	夜勤職員配置加算	25	25	25	25	25	
	栄養マネジメント強化加算	12	12	12	12	12	
	初期加算(入所当初30日)	31	31	31	31	31	
	保険一部負担額 計	877	924	991	1,047	1,098	
実 費 分	居住費(部屋代)	1784	1784	1784	1784	1784	
	食費(食事代)	1,660	1,660	1,660	1,660	1,660	
	生活日用品費	80	80	80	80	80	
	実費負担額 計	3,524	3,524	3,524	3,524	3,524	
標準日額(介護保険分+実費分)		4,401	4,448	4,515	4,571	4,622	
標準月額(30日)		132,030	133,440	135,450	137,130	138,660	
保 險 分	高額介護サービス費	負担の上限度額		* 401号室1,718円 402号室1,680円			
	課税所得690万円(年収約1160万円)以上	140,100円		* 保険一部負担額は端数処理の関係で金額に多少の差異が生じる場合があります。			
	課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1160万円)未満	93,000円		* 外泊の場合の施設サービス費は外泊初日と最終日を除いて372円となります。			
	市町村民税・課税所得380万円(年収約770万円)未満	44,000円		* 介護保険負担限度額は、市町村への申請が必要です。			
	世帯の全員が市町村民税非課税	24,600円		* 入所費用を無料、或いは低額にする制度がありますのでご遠慮なくご相談ください。			
	前年度の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下	15,000円		* 2割負担ご利用者様の介護保険一部負担額は、約2倍			
	生活保護を受給している方等	15,000円		* 3割負担ご利用者様の介護保険一部負担額は、約3倍となります。			
	居住費の負担限度額	第1段階	0		(実費分は同額です。)		
	(月額30日)	第2段階、第3段階	11,100円(370円/日)				
	食費の負担限度額	第1段階	9,000円(300円/日)				
(月額30日)	第2段階	11,700円(390円/日)					
	第3段階①	19,500円(650円/日)					
	第3段階②	40,800円(1,360円/日)					

■ 各種加算料金(1日分又は1回分の表示です。)

単位:円

【◎印は全利用者に該当、◎印のないものは該当の方のみ】

◎ 初期加算(Ⅱ)	31	入所当初30日間に限り加算されます。
◎ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	19	介護職員のうち介護福祉士が60%以上配置されていること。
◎ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	53	退所者に占める「自宅等」への退所者の割合が30%を超える等の算定要件を満たしている場合。
◎ 夜勤職員配置加算	25	厚生労働大臣が定める夜間における職員配置をされていること。
◎ 栄養マネジメント強化加算	12	入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	265	短期集中的(3ヶ月以内)にリハビリを実施した場合に加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	206	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	247	認知症であると医師が判断した場合で、3ヶ月以内の期間で集中的なリハビリテーションを実施した場合。
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	124	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	55	入所者ごとの実施計画書を厚生労働省に提出し、適切かつ有効に実施する。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	34	
協力医療機関連携加算	103	協力医療機関との間で入所者等の情報を共有する会議を定期的に行っている場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	103	生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	11	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うこと。
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	
療養食加算	7	症状により特別な食事を提供させていただいた場合に加算されます。
◎ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	14	
外泊時費用	372	外泊された場合、外泊初日と最終日以外は施設サービス利用料が変わります。(6日が限度)
在宅サービスを利用した時の費用	822	外泊時に介護老人保健施設により提供される在宅サービスを利用した場合。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	463	入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活をする居宅に於いて施設サービスの計画及び診療方針を決定した場合。
試行的退所時指導加算	411	試行的な退所時に退所後の療養上の指導を行った場合。
退所時情報提供加算(Ⅰ)	514	退所後の主治医に対して文面を添えて紹介した場合。
退所時情報提供加算(Ⅱ)	257	
入退所前連携加算(Ⅰ)	617	居宅支援事業者と連携し、サービスの利用方針を定める。
入退所前連携加算(Ⅱ)	411	居宅支援事業者及び居宅サービスに情報提供、調整を行った場合。
排せつ支援加算(Ⅰ)	11	継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合。
排せつ支援加算(Ⅱ)	16	
排せつ支援加算(Ⅲ)	21	
自立支援促進加算	309	継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合。
安全対策体制加算	21	組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	41	利用者ごとの心身の状況等を活用した支援。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	62	上記に加え、厚生労働省に情報を提出している。
訪問看護指示加算	309	退所時に施設の医師が指定訪問看護が必要であると認め、入所者が選定する訪問看護ステーションに対して訪問看護指示書を交付した場合。
緊急時治療管理	532	入所中に症状が重篤となり、緊急的な救急救命の医療をおこなった場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)	246	肺炎や尿路感染症又は带状疱疹について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	493	所定疾患施設療養費(Ⅰ)と同内容で、医師が感染症対策に関する研修を受講していること。
認知症行動・心理症状緊急対応加算	206	認知症状が悪化し、在宅での対応が困難となった場合の受け入れ及び在宅復帰を目指したケアを行った場合
地域連携診療計画情報提供加算	309	地域連携診療計画管理料を算定する病院に診療情報を文書により提供した場合
◎ 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	基本サービス費と各種加算減算の合計の7.1% 介護職員の処遇改善	

■ その他の費用(実費)

生活日用品費	1日80円(歯磨き粉・モンダミン・石鹸・シャンプー・クリーム・化粧水・おしぼり) [実費負担額(標準)に含んでいます。]	
理容料(業者委託)	1回/1,980円(ペットサイドカット2750円) 別途【シェービング660円、シャンプー660円(希望時)】	
死後処置にかかる費用(希望時)	エンゼルキット代(死後処置材料費)3850円(税込)。着物代(希望時)3000円(税込)	
クリーニング代	1袋/839円(税込み) 業者委託の為実績により請求があります。	診断書料3,300円(税込)
健康管理料	実費(インフルエンザ予防接種を実施し、本人負担額を徴収することが必要な場合)	
教養娯楽費 実費	(各種クラブ活動や行事の参加者に材料費の実績をご負担頂く場合があります。)	